



職場の

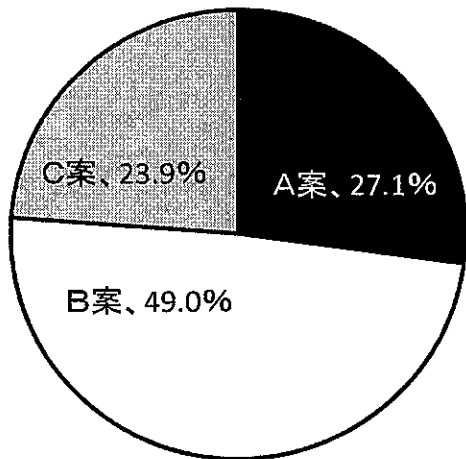
秋厚労ニュース

意見まとまらず

医療職IIの日直アンケート

2018年11月、医療職IIの日直と振替休日について、秋厚労として意見をまとめ、要求案をつくるためにアンケートを実施。しかし、7割以上の賛同を得た「要求案のたたき台」はありませんでした。

どの「要求案のたたき台」を選んだか(複数回答あり)



286人が回答 7割賛同の「案」なし

約5割がB案を選択

秋田県厚生連では、医療職IIスタッフが日直をした場合、日直手当のほか、男性は時間外手当、女性は曜日により時間外手当か振替休日に対応します。

今回のアンケートには4職種286人が回答、その半数近くがB案を選択しました。

対象にしたアンケートと懇談の内容を基に、要求案づくりのためのアンケートを実施しました。

2010年、経営者は秋厚労に「男女とも、時間外手当での対応を廃し、振替休日での対応」を提案。「労使共同調査」では、振替休日制へ移行するために、4職種(薬剤科・放射線科・検査科・栄養科)で35人の増員が必要と判明、協議は一旦途絶えました。2014年・2017年に再協議の申入れがあり、秋厚労は、当該職場

今回のアンケートには4職種286人が回答、その半数近くがB案を選択しました。全ての病院で、B案を選

んだ人が一番多いという結果でした。職種ごとに見ると、薬剤科・放射線科・検査科はB案、栄養科はC案が最多です。

「日直は多ければ100件くらいを1人でこなします。それが振替だけで対応されると金銭的にも困りますのでこのままです。A案の『移行の最低条件』が通るのであればA案でも良いと思います」「A案は大幅な増員しなければ実現しないので現状で行うとすればB案」「施設ごとに問題はさまざまだと思います。人数、男女比など・・・男女平等にするには、時間外手当に統一するのが無難」などの意見も寄せられました。

現時点での

要求化は不可能

7割以上の賛同を得た「要求案のたたき台」は、要求化を模索することになっていました(11月15日の第1回中央委員会で確認)。

しかし、どの「たたき台」も、回答者の7割以上の賛同を得ませんでした(図)。そのため、現時点での要求化は不可能と考えます。

《3つの「要求案のたたき台」》

A案	① 医療職IIの日直の振替休日制への移行は、職場ごとではなく、職種ごとに実施すること ② 下記の「移行の最低条件」を満たすこと 「移行の最低条件」 (1) 下記の移行に必要な人数を割り出すために「労使共同調査」を行い、その調査によって判明した必要人数を満たす職種から、実施すること ☆ 日直のみ行っている職種・・・日直の振替休日制への移行 ☆ 日直と宿直を行っている職種・・・日勤(8時30分～17時の勤務)と夜勤(17時～8時30分の勤務)からなる交替制勤務への移行 (2) 移行によって「時間外手当が無くなる分の総額」を公表し、その財源を当該職員へ還元すること
B案	医療職IIの日直の扱いについて、男女ともに、日直手当と時間外手当で統一すること
C案	医療職IIの日直の扱いについては、一切変更せず、現行どおりとすること